

議案第67号

西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例

西海市林業振興基金条例（令和元年西海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「譲与される額」の次に「及び法第34条第1項各号の施策に要する費用に充てることを目的として企業等から受ける寄附金の額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月5日 西海市条例第1号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、法第27条の規定に基づき譲与される額及び法第34第1項各号の施策に要する費用に充てることを目的として<u>企業等から受ける寄附金の額</u>とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>西海市林業振興基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年7月5日 西海市条例第1号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、法第27条の規定に基づき譲与される額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。